



5 消安第 216 号
令和 5 年 4 月 13 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

農林水産省消費・安全局長

令和 5 年度「食育月間」実施要綱の制定について（通知）

令和 3 年度からおおむね 5 年間を計画期間とする第 4 次食育推進基本計画においては、毎年 6 月を「食育月間」と定め、関係者の緊密な連携・協働を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るとされています。

また、「食育月間」の実施に当たって、農林水産大臣は同月間で重点的に実施していくテーマ等を示した実施要綱を定め、関係機関、団体等に通知するとともに公表するとしています。

この度、「令和 5 年度「食育月間」実施要綱」を別添のとおり定めましたので、御了知願います。

貴省におかれましては、同要綱に基づき、「食育月間」における食育の取組を推進していただきますようお願いいたします。また、貴省関係機関・団体等に対して、本件について御周知いただくよう、併せてお願いいたします。